

## マイナンバーカードが

# 健康保険証として利用できるようになります！

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで、保険証の確認がスムーズに行えるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、お手持ちのスマホ（マイナンバーカード読取対応のもの）またはパソコン+ICカードリーダーでマイナポータルから利用登録が必要です。詳しくは、マイナポータルホームページをご覧ください。※あらかじめ市町村で設定した暗証番号が必要になります



マイナポータル HP

マイナンバーカード利用開始後も現在の保険証を引き続きお使いいただけます。

いつから	できること
令和3年3月から（予定）	◇順次マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に ◇マイナポータルで特定検診情報の閲覧が可能に
令和3年10月から（予定）	◇マイナポータルで薬剤・医療情報が見られるように
令和3年分確定申告（予定）	◇マイナポータルを通じて確定申告の医療費情報を自動入力することが可能に（医療費控除）

※医療機関によって利用可能時期が異なります。マイナンバーカードが使えるかは各医療機関にお問い合わせください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211（内線172・173・174）

## ストマ用装具を利根町役場に預けることができます！

### ～災害時ストマ用装具保管事業のお知らせ～

災害時に住居が被災し、ストマ用装具が持ち出せなくなった場合に備え、普段使用されているストマ用装具（1週間分程度）を利根町役場に預けることができます。希望される方は役場福祉課までお越しください。

▶対象者 ストマ用装具を使用されている方

▶申請方法 記名したビニール袋など（密封できるもの）に、普段使用されているストマ用装具を1週間分程度入れて持参してください。



▶保管期間 保管期間は1年間です。品質保持のため、1年に1回新しいものに交換してください。なお、期間終了の連絡はしませんので、必ずご自身で保管期間を把握していただきますようお願いいたします。

※終了期間を過ぎても受け取りに来ていただけない場合は町でストマ用装具を廃棄する場合があります。

※故意または過失による破損を除き、町はストマ用装具の品質管理などの責任は負いません。

▶保管場所 利根町役場福祉課内

申請・問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211（内線128）

### 学生納付特例の承認期間

申請年度の4月から翌年3月まで

※申請時点で2年1カ月前まで、過年度分としてさかのぼって申請できます。  
なお、申請時点で20歳を迎えた方は、誕生月分からとなります。

### 申請できる方

学生納付特例制度の対象校に在学しており（過年度分は在学していた方）、所得の合計が下記の金額以下の学生

118万円+（扶養親族等の数×38万円）+社会保険料控除など

※所得は申請年度分を基準とします。

所得審査の対象は申請者本人の分となります。

### 対象となる学校

大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校  
・各種学校（※1）・一部の海外大学の日本分校（※2）

対象外の学校もありますので、ご自身の学校が対象校か申請前にご確認ください。

対象校が不明の場合は、日本年金機構ホームページで「学生納付特例対象校一覧」で確認できます。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方

（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校）

※2 日本国内にある学校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程

### 申請に必要なもの

○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○学生証または在学証明書（原本）

※有効期限（在学証明書は在学期間）が記載されているものが必要です。

※日本と海外の両大学に所属している場合は、対象校であることを確認のうえ、どちらかの学生証または在学証明書をお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、学生証などの発行が遅延しているため、在学期間がわかる書類などの提示ができない方はご相談ください。

○対象者本人や世帯主以外の方が来庁される場合は委任状

（委任状は役場保険年金課や日本年金機構ホームページ内にあります）

申請後に日本年金機構からご自宅へ決定通知書が届きますが、審査期間は2～3カ月ほどかかる場合があります。制度についてのご不明な点や申請書のご提出については、下記の問い合わせ先までお願いします。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

※自動音声案内になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。

役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線176）

## 福祉コラム 知って欲しいなマークの意味 ～Vo.2～

障害者に関するマークには国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものがあります。

一人一人がマナーと思いやりを持って暮らしやすい社会にするためにこれらのマークの意味を知ってご理解とご協力をお願いいたします。

右の聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）は、聴覚障害を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識  
（聴覚障害者マーク）

問い合わせ先 警視庁交通局 交通企画課 ☎03-3581-0141（代）